

予防通所リハビリ(1日あたり)の料金

		1割	2割	3割
介護予防通所リハビリテーションサービス費	要支援1	2,511円	5,023円	7,534円
	要支援2	4,695円	9,389円	14,084円

※ 上記金額にはサービス提供体制加算(Ⅰ)を含みます。

昼食	630円/日	
おやつ	100円/日	
日常生活費	150円/日	タオル、シャンプー・リンス、ボディソープ、ティッシュ、手指消毒剤等
教養娯楽費	150円/日	生け花、折り紙、絵手紙、書道、手芸、塗り絵等の材料費(七宝焼きについては、材料費を別途いただきます。)

		1割	2割	3割
小計	要支援1	3,541円	6,053円	8,564円
	要支援2	5,725円	10,419円	15,114円

【 加算料金 】

加算項目		負担割合			算 定 要 件
		1割	2割	3割	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	94円/月	188円/月	281円/月	介護福祉士70%以上・勤続10年以上介護福祉士25%以上
	要支援2	188円/月	375円/月	563円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算		21円/回	43円/回	64円/回	介護サービス事業所の従事者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援員に提供していること
栄養アセスメント加算		53円/月	107円/月	160円/月	管理栄養士が利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを実施、栄養管理上の課題を把握するために3カ月に1回評価し、その結果を利用者またはご家族に対して報告、情報を厚生労働省に提出して情報を活用していること

加算項目	負担割合			算 定 要 件
	1割	2割	3割	
栄養改善加算	213円/月	426円/月	640円/月	低栄養状態にある利用者に対して、栄養計画を作成し、管理栄養士等が計画に基づいた栄養改善サービスの提供と記録、進捗状況を定期的に評価している場合に算定

加算項目		負担割合			算 定 要 件
		1割	2割	3割	
口腔機能向上加算Ⅰ		160円/月	320円/月	480円/月	口腔機能が低下している利用者に対して、医師、看護師、介護士等が連携して口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいて口腔ケアの提供と記録、進捗状況を定期的に評価している場合に算定
口腔機能向上加算Ⅱ		171円/月	341円/月	512円/月	(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
科学的介護推進体制加算		43円/月	85円/月	128円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど指定通所リハビリテーションの提供にあたって、上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定。
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		減算なし			3月に1回以上リハビリテーション会議を開催、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有し、状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。リハビリテーション計画書等の内容の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
12月超減算(要支援1)		-128円/月	-256円/月	-384円/月	上記、減算なしの要件を満たさなかった場合
12月超減算(要支援2)		-256円/月	-512円/月	-768円/月	上記、減算なしの要件を満たさなかった場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日の属する月から6月以内	599円/月	1,198円/月	1,797円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画を作成し、リハビリテーションを実施する。
一体的サービス提供加算		512円/月	1,023円/月	1,535円/月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施し、いずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けている場合に算定
退院時共同指導加算		640円/月	1,279円/月	1,919円/月	入院中の利用者が退院するにあたり、医師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時カンファレンスに参加し、利用者の状況等に関する情報を共有した上で在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同で行い、初回の通所リハビリテーションを行った場合に算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口		総単位数×11.1%			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定(入所者全員に算定)

◎介護報酬にかかる利用料は、端数処理をしていますので、月額での請求時に若干の誤差が生じる場合があります。

【その他の料金】

コーヒー・紅茶	100円/杯
---------	--------